

菫町春彦

日本の税金

読書感想文

『日本の税金』（第1回配信、所得税と法人税）

著者：茜町春彦

対象読者：所得税、法人税、消費税、相続税、間接税、地方税などに興味のある人

読んだ本の題名：日本の税金（2018年9月20日第3版第1刷発行 三木義一 岩波新書）

所得税

僕は、会社員だった頃、税制に関心が全くありませんでしたねえ。給与明細をもらっても、まあ取り敢えず銀行に振り込まれてれば、税制なんてどうでもいいや、と云う感じだったかなあ。

個人事業主になった後、確定申告は自分でするようになったけど、計算が終わればそれっきりで、税制自体には中々関心を持ってませんでしたね。取っ付き難いしねえ・・・

消費税10%とかは直接支払いに関係しますから、気になりますけど、それでも制度の中で消費税や所得税などがどのような位置づけになっているのか、なんて事はスルーしてました。

この新書では、税金の計算方法自体の解説はしていません。解説している事は、税金の意味は何かと云う事や、どのような仕組みにするべきかと云う事です。

ちょっと引用してみます。

(P33～P34)・・・AさんもBさんも、ともに給与所得が500万円ある。Aさんは奥さんと子どもが二人いるが、子育てのために奥さんは家事に専念している。一方、Bさんは独身で、親も元気に働いている。この場合、二人の所得税の負担はどうあるべきか？

二人の税負担が同じでよいと考える人は、「所得」税を「所得」に課税する「物税」と理解していることになる。

しかし、所得税は物に課税するのではなく、あくまでもその所得を得た人について、その負担能力を考慮して課税する制度であり、「人税」としての性格を持っている。この点が、固定資産税や消費税と基本的に異なるのである。

所得が同じ金額であっても、その人の人的事情を考慮すれば税金を負担できる力(担税力)はいろいろ異なってくる。子どもが多い人や病気の家族を抱えている人など、様々な事情がある。所得税法の最大の利点はこの点を適切に配慮しうる点にあり、だからこそ憲法の要求する公平原則(応能負担原則)にふさわしい税制とされているのである。このような人的事情を配慮する制度が各種の人的所得控除であり・・・

(P51)・・・応能負担を重視すれば税額控除の方が優れているが、結局のところ、税額のある者しか適用を受けることができないという限界もある。

したがって、課税最低限以下の者も平等に取り扱うという観点からは、所得控除や税額控除に替えて、諸外国が様々な方法で実施している手当制度を充実させる方が、より公平であるかもしれ

ない・・・

引用を終わります。

僕も手当制度を充実させる方がいいと思いますね。控除は全て廃止して、税金の計算を簡単にしてもらいたいです。

憲法が最低限度の生活を保証していることを、税金制度で解決すべきじゃないと思いますよ。生存権と税制は全く別物です。

税金は財務省が担当して、手当は厚労省が担当する、それがいいと思います。集金と給付を同じ省庁の官僚に任せていては、出鱈目な事をされても気付けないと思うんですよね。

法人税

法人税の税率は近年、引き下げられて来ました。それは世界的な傾向です。しかし、それでも日本の中小企業の7割が赤字で、そして大企業の5割も赤字で、法人税を負担していないそうです。

まあ、言ってみれば、経営者に経営能力がないから赤字になるわけで、それなのに何千万円とか何億円とかの役員報酬を払ったりするのは全く道理に外れてると、僕は思いますね。

法人税は出せないが、役員報酬は出せるなんて変です・・・役員報酬は株主総会で決定されていると言っても、形だけですよ・・・まあ僕には関わりのない事ですけどね、てへへ。

ちょっと引用してみます。

(P 87)・・・会社が所得を得たら法人税等を負担するが、この会社の所得とはいったい誰のものなのだろうか。

会社自体は利益追求のために人が集まって作った団体であるから、結局は会社に出資した人たちのものなのだろうか・・・会社の所得は所詮個人株主等の所得なのだ、と考えるのを税法では法人擬制説とよぶ・・・これに対して、会社というのは個人株主からも離れた独自の存在であって、会社の所得はやはり会社自体の所得と考えるべきだという法人実在説もある・・・

引用を終わります。

いづれにしても、法人税の仕組みは複雑です。同族会社の行為計算否認規定とか、受取配当益金不算入とか、連結納税制度とか、なかなか理解できるものではありませんね。

もっと単純な仕組みに変えたらいいと思うんですけどねえ、どうでしょうかねえ。

(続く)

後書き

参考文献：

次の文献を参考にしました。

- 日本の税金：2018年9月20日第3版第1刷発行 三木義一 岩波新書

CG画像：

次の画像処理ソフトウェアを使用しました。

- ArtRage 3 Studio Pro アンビエント社
- Photoshop Elements 10 アドビシステムズ株式会社

著者：

茜町春彦（あかねまちはるひこ）と申します。

2004年より活動を始めたフリーランスのライター&イラストレーターです。独自のアイデア・考察を社会に提示することをミッションとし、平等で自由な世界の構築を目指して創作活動を行なっております。また、下記WEBサイトに於いても、デジタル作品を公開しております。

- ピクシブ
- カクヨム
- エブリスタ
- はてなブログ
- 楽天Kobo電子書籍ストア
- Facebook ページ
- YouTube
- BOOTH

その他：

製品名等はメーカー等の登録商標等です。

本書は著作権法により保護されています。

2019年4月2日発行

読書感想文『日本の税金』（第1回配信、所得税と法人税）

<http://p.booklog.jp/book/126529>

著者：茜町春彦

著者プロフィール：<http://p.booklog.jp/users/akaneharu/profile>

感想はこちらのコメントへ

<http://p.booklog.jp/book/126529>

電子書籍プラットフォーム：パプー (<http://p.booklog.jp/>)

運営会社：株式会社トゥ・ディファクト